

時間外・休日労働削減に係る是正報告書（記載例）

令和 ○年 ○月 ○日

労働基準監督署長 殿

事業場名 ○○市○○町○○番地○○

代表者職氏名 ○○株式会社

事業場所在地 代表取締役 ○○○○

令和 ○年 ○月 ○日付け「時間外・休日労働削減に係る是正報告書」により指摘を受けた事項について、令和 ○年 ○月 ○日に実施された

〔 貴署の説明会・**貴署の訪問支援**・働き方改革推進支援センターの個別訪問 〕
を参加・利用の上、下記のとおり是正しましたので報告します。

記

法条項等 (番号)	是正の状況	是正年月日
時間外労働に関する協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ていないにもかかわらず、法定労働時間を超えて労働させていること。(労基法第32条第1項、第2項)	協定を締結し、監督署に届け出ました。 (別添のとおり)	○年○月○日
時間外労働に関する協定で定める延長時間を超えて労働させていること。(労基法第32条第1項、第2項)	時間外・休日労働の実績について、協定の範囲内(1日○時間、1月○時間以内)に収めました。 (別添のとおり)	○年○月○日
特別条項付きの時間外・休日労働に関する協定で定めた、限度時間を超える一定の時間を超えて労働させていること。 (労基法第32条第1項、第2項)	時間外・休日労働の実績について、協定の範囲内(特別条項 1月○時間以内)に収めました。 (別添のとおり)	○年○月○日
休日労働に関する協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ていないにもかかわらず、法定休日に労働させていること。(労基法第35条第1項)	協定を締結し、監督署に届け出ました。 (別添のとおり) ※ほか記載例…今後、一切の法定休日労働を行いません。このため、協定の締結・届出は不要と判断しました。	○年○月○日
休日労働に関する協定で定める日数を超えて、法定休日に労働させていること。(労基法第35条第1項)	法定休日労働の日数について、協定の範囲内(月○日以内)に収めました。 (別添のとおり)	○年○月○日
1か月の時間外労働及び休日労働の合計が100時間以上となっていること。(労基法第36条第6項第2号)	時間外・休日労働の合計を、100時間未満に収めました。併せて、時間外・休日労働に関する協定で定めた時間の範囲内に収めました。 (別添のとおり)	○年○月○日
時間外労働及び休日労働の合計が、2～6か月の平均で1か月あたり80時間を超えていること。(労基法第36条第6項第3号)	時間外・休日労働の合計を、2か月～6か月平均し、1か月あたり80時間以内に収めました。 (別添のとおり)	○年○月○日

この様式は、福井労働局のホームページからダウンロードいただけます。

(URL) https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/newpage_00213.html

…福井労働局トップページから「お役立ち情報」欄の「法令・様式集」をクリック

